明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○統計法施行令の一部を改正する政令（四〇）　二

○大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行期日を定める政令（四一）　三

○大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（四二）　三

〔省　令〕

○大都市地域における特別区の設置に関する法律施行規則（総務八）　一四

○農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産八）　一六

○海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の一部を改正する省令（同七）　一七

○法人土地基本調査規則の一部を改正する省令（国土交通七）　一七

〔告　示〕

○統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件（総務一〇五）　一七

○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件（外務五八）　一七

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件の一部を改正する件（同五九）　一七

本号で公布された法令のあらまし

◇統計法施行令の一部を改正する政令（政令第四〇号）（総務省）

1　別表第二の一四の項に規定する国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の目的及び調査方法の変更に伴い、都道府県知事が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこととした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四一号）（総務省）

大都市地域における特別区の設置に関する法律（第四条から第六条までの規定を除く。）の施行期日は、平成二五年三月一日とすることとした。

◇大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（政令第四二号）（総務省）

1　特別区の設置についての投票に関する事項

㈠　関係市町村の長は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「法」という。）第五条第六項の規定により特別区設置協定書の送付を受けた場合においては、特別区設置協議会から送付を受けた要旨と併せて、これを当該関係市町村の選挙管理委員会に送付することとし、法第六条第三項の規定により通知を受けた選挙管理委員会は、当該特別区設置協定書の内容及び要旨を告示し、かつ、関係市町村の事務所その他適当な場所において、当該特別区設置協定書を公衆の閲覧に供し、及び投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、当該要旨を掲示しなければならないこととした。（第二条関係）

㈡　全ての関係市町村の法第七条第一項の規定による投票は、同項に規定する期間内において、関係市町村が協議して定める同一の期日に行わなければならないこととした。（第三条関係）

㈢　市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、法第七条第一項の規定による投票の投票権を有することとし、当該投票には公職選挙法の選挙人名簿を用いることとした。（第四条関係）

㈣　法第七条第一項の規定による投票について公職選挙法のうち準用しない規定及び公職選挙法の規定を準用する場合の読替えを定めることとした。（第五条及び第六条関係）

㈤　関係市町村の選挙管理委員会は、各開票区における選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任することとした。（第七条関係）

㈥　法第七条第一項の規定による投票に準用する公職選挙法施行令の規定及びその読替えを定めることとした。（第八条関係）

㈦　法第七条第一項の規定による投票が異議の申出等の結果その全部又は一部が無効となった場合においては、関係市町村の選挙管理委員会は、当該異議の申出に対する決定が確定した日等から四〇日以内に再投票に付さなければならないこととした。（第九条関係）

㈧　法第七条第三項の規定により配布する公報に準用する公職選挙法の規定及びその読替えを定めることとした。（第一一条関係）

㈨　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第一条、第一〇条及び第一二条関係）

2　特別区の設置があった場合における特例に関する事項

㈠　法第二条第三項に規定する特別区の設置（以下「特別区の設置」という。）があった場合においては、従来当該特別区の地域の属していた関係市町村（以下「旧所属市町村」という。）の長であった者（旧所属市町村が二以上あるときは、旧所属市町村の長であった者のうちからその協議により定めた者）が、当該特別区の区長が選挙されるまでの間、その職務を行うこととした。（第一三条関係）